○公安委告示

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正

不在者投票のできる老人ホームの指定

○選管告示

Щ

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報 (畜産振興課)

下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課)......

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課).......

П

○公告

道路の供用の開始 (道路整備課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課).....

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)........

道路の区域の変更 (道路整備課).....

Ξ

兀

(環境政策課) .......

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課).......

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○規則

目

次

平成 27 年 7月3日 (金曜日)

警備員等の検定の実施

八

七 七 六 五

五四四

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の

山口県規則第五十三号

部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三日

山口県知事

村

畄 嗣 政

則の一部を改正する規則就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細

(平成十八年山口県規則第百四十五号) の一部を次のように改正する。 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

し、第七条の次に次の一条を加える。 第八条第一項中「別記第七号樣式」を「別記第八号樣式」に改め、 同条を第九条と

(身分証明書の様式)

別記第七号様式中「 八条 法第十九条第二項の身分を示す証明書は、 別記第七号様式による。

八号様式とし、別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

併

Ш

日発行

ᢔ

(平成18年法律第77号)第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明し

上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

県

第7号樣式 (第8条関係)

表

K 빰 品 眦

舥

加

御

严 厠

職用化

山口県知事

田

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋

(報告の徴収等)

Щ

П

第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県 が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並び り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる 事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入 に第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要がある と認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める

第3項省略 を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書

新光 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

> 附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



# 山口県告示第二百三十六号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月三日から同月二十三日までの に供する。 山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧

平成二十七年七月三日

山口県知事

村

畄 嗣 政

氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

工場又は事業場の名称及び所在地

所

下松市東海岸通り一番地の三

名 称 住化アグロ製造株式会社下松工場

Ξ 特定施設に関する事項 所在地 下松市東海岸通り一番地の三

(--)種類、構造及び使用時間間隔等

十九号	備考「四	四九	種類	
の農薬製造業の用	四九」とは、水質活	四・三	能。一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	構
に供する	污濁防止法施行	平成二七、	年予工 月 月 日定手	
混合施設をいう。	令 (昭和四	平成二七、二五	年予工 月 完成 日定成	造
-0	[十六年政令第百八十	平成二七、	年予使 月 開 日定始	
	弗百八十八	断続	間使 用 時間	使
	号) 別表第	二 四 問	時り一 の日 使当 間用た	用の方
	第一第四	変動あり	動季 の節 概的 要変	法

県	報	ł	( )	定期)		第	2674	号	
	No. 1 排	排水		四排出水	備考()の	四九	種類類		二排出
	水口	П		の汚染状態	①の表の備考は、	九	通 水素		される汚り
	七 七 七 八 五 · 六	通 常 最 大 通 (水素指数) 水素イオン濃度 化	排出		、この表について準用する。	七 - 八 五 ≀ 五	常	汚水	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	<u>-</u> <u>=</u>	常 最 常 最 常 是学的酸素要求!	水		٥	六 - 六	常最繁素要求	等	汚水等の量
	ō	大ご重	の			_	大心量	の	

通 浮

常

通 窒

常

通

常

最mg

最 mg / グ 大 人 と )

通

常

最

排出水の一日当たりの量(㎡)

最mg

<sup>ℓ</sup>\_素 態

燐

遊

物

**€**量 染

最質

汚

状

の

値

〇. 九

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

〇· 一六

O·O六

三五

三八〇

通

常

最

通

常

最

通

mg

四 · 五

四 <u>五</u>

九・四 常

九・四

· -

〇 -五

常

最

浮

遊

物

mg質

ℓ,量

汚

染

状 窒

態

の 素

値

燐 最 mg

 $\ell$ 大 通

汚水等の一日当たりの量(㎡)

# 山口県告示第二百三十七号

ための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条の規定により、医療扶助の

平成二十七年七月三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

号字部市西宇部南四丁目八番六 在 所 地 平成二六、 指 定 年 t 月

称

所術

四 号

松山町四丁目一〇番二

"

萩市大字椿東六二七〇

岩国市美川町南桑四〇一六 周東町下久原二四二三 " " 11

" "

美祢市美東町大田五五〇四 柳井市古開作一〇一七の九 光市光井三丁目九番六号

# 山口県告示第二百三十八号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年七月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十七年七月三日

山口県知事

村

畄

嗣 政

日

道路の種類 線 名 県道 宮野大歳線

道路の区域

同市 同町一〇九地先まで	口市中市町五〇の	区間
新	旧	旧新別
最級ニニ・五	最接 二八・〇	(メートル)敷地の幅員
八三・五	八三・五	(メートル) 延 長
完了による。 道路改良工事の		備考

П

# 山口県告示第二百三十九号

路の供用を開始する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年七月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十七年七月三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

宮野大歳線道	路線名
同市の町一〇九地山口市中市町五〇の	供用
地先までの二地先から	開
5	始の
	区
	間
平成二十七年七月	供用開始の期日

# (一九四)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十七年八月十七日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及

Щ

平成二十七年七月三日

申請のあった年月日

平成二十七年六月十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山口県知事 村 畄 嗣 政

特定非営利活動法人ACTSAIKYO

表 者 の 氏 名 金丸 眞明

主たる事務所の所在地 周南市平和通一丁目一〇番二号

(一九五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、次の

ら同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課 において公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年七月三日か

平成二十七年七月三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス西岐波店

所在地 宇部市大字西岐波二四四九の八

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

氏名又は

名 称

住

所

代表者の氏名

正晃

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野

兀 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年二月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、二一一平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

四〇台

駐輪場の収容台数

〇台

荷さばき施設の面積

 $(\Xi)$ 

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

四

免許職種

株式会社コスモス薬品 氏 又 は 名 称 午前一〇時 閉店時刻 午後一〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

(三)

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

届出年月日

平成二十七年六月十八日

# (一九六) 職業訓練指導員試験の実施

第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条

平成二十七年七月三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

試験を行う免許職種及び試験の方法

掲げる免許職種

職業能力開発促進法施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 別表第十一に

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

試験の日時

平成二十七年九月七日 (月曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

兀 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。 ただし、

次に掲げる者

は 受験できない。

法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全

部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

### 五 受験申請書の受付期間

合は、八月五日までの消印のあるものは、 平成二十七年七月二十二日 (水曜日)から同年八月五日 (水曜日)まで (郵送の場 有効とする。)

受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

### 提出書類

七

受験申請書及び履歴書

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、 裏面には、 氏名を記入すること。) 申請前六月以内に撮影し

技能検定合格証書等受験資格を証する書面

### 受験手数料

証紙には、消印をしないこと。 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入

### 合格者の発表等

山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成二十七年九月十五日 (火曜日)とし、 合格者の受験番号を

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその 旨を知事に申し出ること。 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

### その他

+

ル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。 と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 ( 縦三十センチメート 政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働

話〇八三-九三三-三二三四)にすること。 この試験についての問合せは、 山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電

一九七)家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、 農林水

五七五四七

秋幸

そ

の

他 平成 二〇、

九/

級外

七七八四三

|良志福

11

三成

三両

11

六九五五〇

萩太郎

11

五、二六

"

11 11

四六九二六八

\_(全和無八九) 八生高豊

無角和種平成二二、

11

Щ

二四九八一四九八一四九八一二三五四九滝誠東

三子山黒一三五四九

四八七八五一四八七八)五一四八七八五一四八七八五一四八七八

平成二六、

級

三、二八

11

11 11

五三五三五 (全和黒原五八八三)一一三五四四照平峰

11

\_ \_ \_

11

八八七二 (全和黒原五七九七)一三四七三勝海

"

平六成

- 五

"

二四四 (全和黒原五六八三)三四二五関撰久

11

Ę

<u>\_</u> Щ П

県

П

〇三二六四 | (全和黒一四八七〇)—一〇〇二四(生美治

11

Ó

五

11

11 11

六六九五五 | (全和黒原五六八二)一一三四四五|百合美津福

11

七成

三匹

島

県

11 11

報

四六九一四六二六三

|(全和黒一四八〇七)||勝春茂

11

Ξ

11

四-

### 平成二十七年七月三日

1四   七四	(全和黒一四七六一) (全和黒一四七六一)	/ 黒 品和	<u>種</u> 1 <sup>1</sup> 2		/ 山 産 口 拙	増   ・	
<b>~</b> 羊	黒	黒毛和	植工	<u> </u>		特	が が山美 セロ祢 ン県市
四二九〇六五	(全和黒原五四二二)知龍	"	"		"	"	" "
二九八四六	(全和黒原五四八〇)	"	- "	二、 七	"	— 級	// //
二二六〇四	(全和黒原五四七九)四安清風	"	平	八成 二 六	"	11	11 11

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、

### 催の日時

山口県知事

村

畄

嗣 政

### 催の場所

### Ξ 下関市立勝山公民館

- 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
- 変更する下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線 次のとおりとする。

変更する下関都市計画道路三・五・二十九勝山安岡線

### 公述の申出の手続

次のとおりとする。

兀

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 口県土木建築部都市計画課に提出してください。 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年七月十四日 ( 以 下

なお、郵送の場合は、平成二十七年七月十四日までの消印のあるものに限りま

- 聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、 同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公
- することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 二及び三に掲げる場合においては、 必要がある場合には、 理由を付してその旨を公述申出書を提出した 意見を述べる時間を制限
- その他 三七三三) にしてください。 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-
- 関係図書は、 次の場所において縦覧に供します

### 山口市滝町一番一号

下関都市計

(一九八)下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

名

称

かわ村高齢者住宅海の家

宇部市大字東岐波一四六四の一

二丁目かわ村高齢者住宅海の家

"

み園 特別養護老人ホームつづ

周南市瀬戸見町一二番三〇号

平成二十七年七月三日

告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

削る。

市鼓海園特別養護老人ホーム周南

下関土木建築事務所

下関市貴船町三丁目二番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市南部町一番一号

次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の〇の関係図書の縦覧場所において 下関市都市整備部都市計画課

縦覧に供します。)

# 山口県選挙管理委員会告示第六十号

投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条の規定により、不在者

平成二十七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 在

中

村

正

昭

地

平成二七、 指

定 年 六三 月 日

"

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示 (平成十年山口県選挙管理委員会

村 正 昭

中

山口県選挙管理委員会委員長

孝田町一番三八号

七

六

昭和四九、

を

# 山口県公安委員会告示第二十六号

の検定を次のとおり実施する。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一項の規定により、警備員等

平成二十七年七月三日

Щ П 県 公 安 委 員 会

検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員 受検定員

検定に係る試験の日時及び場所 交通誘導警備業務 —級 三十名

報

学科試験

平成二十七年十月五日 (月曜日) の午前十時から正午まで

所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

県

時

実技試験

П

日 平成二十七年十月二十四日 (土曜日)

所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

受検資格

Щ

当する者であること。 住所を有するもの (以下「県外在住警備員」という。) であって、次のいずれかに該 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

当該合格証明書の交付を受けた後、 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、 当該警備業務に従事した期間が一年以上である

兀 検定申請書の受付期間及び時間 公安委員会が一に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三十分から午後五時十五分まで 平成二十七年八月二十四日 (月曜日) から同月二十八日 (金曜日) までの午前八時

山口県内に住所を有する者にあっては住所地 (その者が警備員である場合は、

五

検定申請書の提出先

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員 にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

提出書類

検定申請書

添付書類

山口県内に住所を有する者にあっては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあっては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

三の□に該当する者にあっては、一級検定受検資格認定書の写し

書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

3 三の<br />
一に該当する者にあっては、交通誘導警備業務<br />
二級の検定に係る合格証明

写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

警笛は、受検当日各自持参すること

る警察署に請求すること。 ある場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあっては住所地 ( その者が警備員で 県外在住警備員にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す

三一九三三一〇一一〇) にすること。 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八

検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

三十分から午後五時十五分まで

П

五

検定申請書の提出先

報

Ξ

受検資格

受検定員 三十名

交通誘導警備業務 三級

検定に係る試験の日時及び場所 学科試験

所 時 平成二十七年十月五日 (月曜日) の午前十時から正午まで 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

日 実技試験

時 平成二十七年十月十七日 (土曜日)

所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

検定申請書の受付期間及び時間 山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること

兀

平成二十七年八月二十四日 (月曜日) から同月二十八日 (金曜日) までの午前八時

のとする。 なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

Щ

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署、県外在住警備員 にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署 山口県内に住所を有する者にあっては住所地(その者が警備員である場合は、 その

六 提出書類

添付書類 検定申請書

山口県内に住所を有する者にあっては、山口県内の住所地を疎明する書面

県外在住警備員にあっては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 撮影年月日を記入すること。)二枚

裏面には、氏名及び

七 受検手数料 一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。 この

収入証紙には、消印をしないこと。 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

その他

署、県外在住警備員にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す ある場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあっては住所地(その者が警備員で 警笛は、受検当日各自持参すること

三一九三三一〇一一〇) にすること。 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話〇八 る警察署に請求すること。

九

平成二十七年七月三日発行平成二十七年七月三日印刷

発発 行行 人所

山口県知

事庁